

2011. 9. 1

年金インデックスファンド日本株式 (TOPIX連動型)

追加型投信／国内／株式／インデックス型

- 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
 - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
 - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
 - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- ＜委託会社＞〔ファンドの運用の指図を行なう者〕
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター電話番号 0120-25-1404（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）
- ＜受託会社＞〔ファンドの財産の保管および管理を行なう者〕
住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「年金インデックスファンド日本株式（TOPIX連動型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2011年8月31日に関東財務局長に提出しており、2011年9月1日にその効力が発生しております。

商品分類				属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型	国内	株式	インデックス型	株式一般	年1回	日本	TOPIX

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

＜委託会社の情報＞

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社	運用する投資信託財産の 合計純資産総額	7兆7,581億円
設立年月日	1959年12月1日		
資本金	173億6,304万円		

(2011年6月末現在)

設定・運用は

日興アセットマネジメント

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

1. TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果をめざします。

主として、TOPIX（東証株価指数）に採用されているわが国の株式に投資を行ない、TOPIX（東証株価指数）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。なお、株価指数先物取引（TOPIX先物取引）などを活用する場合があります。

TOPIX（東証株価指数）とは、東京証券取引所第一部に上場されている普通株式全銘柄（算出対象除外後の整理ポスト割当銘柄および算出対象組入前の新規上場銘柄を除きます。）の浮動株調整後の時価総額を指数化したもので、市場全体の動向を反映するものです。TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。

2. 効率的な運用を行なうために、信託財産で保有する有価証券の貸付を行なう場合があります。

有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の一部は信託財産の収益となります。

3. パナソニック ペンションファンドマネジメント株式会社から情報提供および投資助言を受けます。

パナソニック ペンションファンドマネジメント株式会社の概要

パナソニック ペンションファンドマネジメント株式会社は、2004年5月25日に設立され、2005年4月22日に投資一任契約に係る業務を認可された投資顧問会社です。同社は、前身の松下電器企業年金基金（現：パナソニック企業年金基金）時代の自家運用を含めて10年超の日本株インデックス運用の実績があります（2001年6月開始）。また、同社は企業年金基金を設立母体とし、年金運用に特化したユニークなアセットマネジメント会社であり、顧客の真のニーズに応えるべく、「安定した超過収益を生む運用を、出来るだけ安価に提供すること」を経営理念として運営されております。

主な投資制限

- ・株式への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。

分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様には帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。当ファンドは、主に株式を投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

- 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

< T O P I X（東証株価指数）と基準価額の主な乖離要因 >

当ファンドは、基準価額の変動率を T O P I X（東証株価指数）の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- T O P I X（東証株価指数）の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- 組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- 先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと T O P I X（東証株価指数）の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

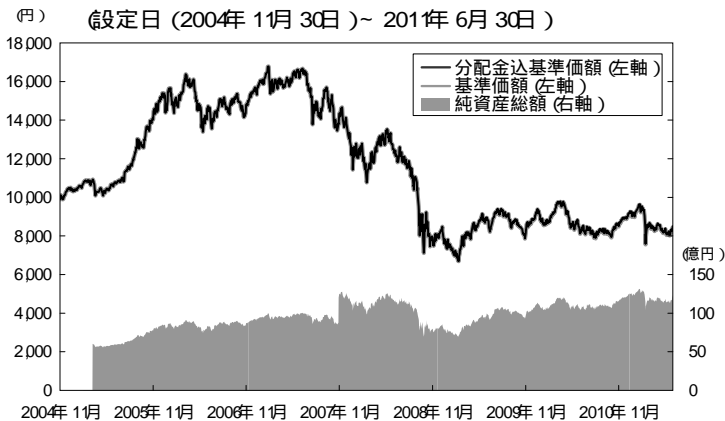
当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

リスクの管理体制

リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理 / コンプライアンス業務担当部門が担当しています。上記部門はリスク管理 / コンプライアンス関連の委員会へ報告 / 提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

上記体制は 2011年 6 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 8,460円

純資産総額…………… 123.19億円

基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したも
のとして計算した理論上のものである点にご留意くだ
さい。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2004年5月31日	2008年6月2日	2009年6月1日	2010年5月31日	2011年5月31日	設定来累計
0円	10円	10円	10円	10円	40円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

株式	99.92%
うち先物	1.38%
現金その他	1.46%

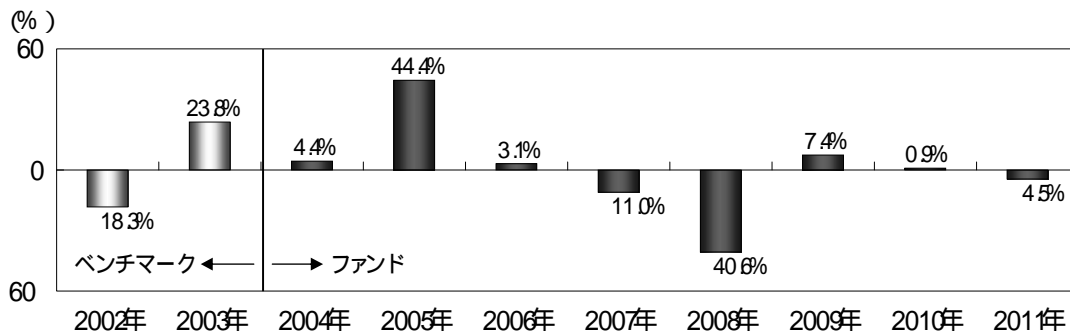
対純資産総額比です。

<組入上位10銘柄>

銘柄	業種	比率
1 トヨタ自動車	輸送用機器	3.65%
2 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.51%
3 本田技研工業	輸送用機器	2.24%
4 キヤノン	電気機器	2.04%
5 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.60%
6 みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.38%
7 三菱商事	卸売業	1.33%
8 武田薬品工業	医薬品	1.25%
9 日本電信電話	情報・通信業	1.23%
10 ファナック	電気機器	1.21%

対純資産総額比です。

年間収益率の推移



ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したも
のとして計算しております。
2003年以前は、ベンチマーク(TOPIX(東証株価指数))の収益率を表示して
おります。
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありませ
ん。
2004年は、設定時から2004年末までの騰落率です。
2011年は、2011年6月末までの騰落率です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 ただし、確定拠出年金制度などによる購入の申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2011年9月1日から2012年8月31日までとします。 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（2004年11月30日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年5月31日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 原則として、分配金は再投資されます。
信託金の限度額	1兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に運用報告書は作成され、知っている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・配当控除の適用があります。 ・原則として、益金不算入制度が適用されます。 確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。 企業年金基金については、企業年金基金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。 規約型企業年金については規約型企業年金の積立金の運用にかかる税制が、また、税制適格退職年金については税制適格退職年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>以下の1)および2)を合計した額とします。</p> <p>1) ファンドの日々の純資産総額に対し年率 0.2058% (税抜 0.198%) を乗じて得た額 2) 有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料に 0.42(税抜 0.4) を乗じて得た額</p> <p>運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;">< 運用管理費用の配分 ></p> <p>上記1)の配分</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">運用管理費用(年率)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.20580% (0.198%)</td> <td>0.11239% (0.107%)</td> <td>0.06405% (0.061%)</td> <td>0.02940% (0.028%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>括弧内は税抜です。 投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</p> <p>上記2)の配分</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.420 (0.4)</td> <td>0.315 (0.3)</td> <td>0.105 (0.1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>括弧内は税抜です。 投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</p>	運用管理費用(年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	0.20580% (0.198%)	0.11239% (0.107%)	0.06405% (0.061%)	0.02940% (0.028%)	合計	委託会社	受託会社	0.420 (0.4)	0.315 (0.3)	0.105 (0.1)
	運用管理費用(年率)																		
合計	委託会社	販売会社	受託会社																
0.20580% (0.198%)	0.11239% (0.107%)	0.06405% (0.061%)	0.02940% (0.028%)																
合計	委託会社	受託会社																	
0.420 (0.4)	0.315 (0.3)	0.105 (0.1)																	
その他の費用・手数料	<p>監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。</p> <p>運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p>																		

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

- ・上記は、2011年8月31日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
企業年金基金については、企業年金基金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
規約型企業年金については規約型企業年金の積立金の運用にかかる税制が、また、税制適格退職年金については税制適格退職年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am